

令和 5 年 5 月 1 日

保護者 様

加古川市教育委員会

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

このたび、新型コロナウイルス感染症が、本年 5 月 8 日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の 5 類感染症に移行することを踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（2023. 5. 8～）が改定されました。

つきましては、令和 5 年 5 月 8 日以降の対応を以下のとおりとします。

記

1 感染症対策の実施

（１）平時の場合

- ・適切な換気の確保および手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導をします

（２）地域や学校において感染が流行している場合

- ・活動場面に応じて「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるとともに、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する等の措置を一時的に講じます

2 体調管理および出欠

- ・本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をして登校させず、自宅での休養をお願いします（「出席停止」ではなく「欠席」になります）
なお、本人の体温を毎日学校に提出することは求めません
- ・本人の感染が判明した場合は「出席停止」とし、出席停止の期間は、「発症した後 5 日間を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」とします
- ・濃厚接触者としての特定は行われませんので、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は、登校の制限はありません
- ・基礎疾患等の様々な理由により、感染の不安・心配があり、他に手段がない場合は、欠席とはなりませんので、学校に連絡をお願いします